

**食品廃棄物の不正転売防止に関する
産業廃棄物処理業者等への
立入検査マニュアル**

平成 28 年6月

環境省大臣官房廃棄物対策・リサイクル部
産業廃棄物対策課

目次

はじめに.....	3
I 立入検査の目的	4
1 食品廃棄物の範囲.....	4
2 検査対象事業者.....	4
3 検査すべき場所.....	4
4 立入検査の流れ.....	5
II 立入検査の計画	6
1 立入検査の事前準備.....	6
2 立入検査に際しての携帯すべき資料、備品.....	7
3 想定される違反行為と対応方針.....	7
4 立入検査実施にあたっての留意事項.....	7
III 立入検査の実施	9
IV 立入検査の実施_事業場での確認	10
1 事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等.....	10
2 廃棄物の受入体制の状況.....	10
3 食品廃棄物の受入の有無.....	11
4 処理前の廃棄物の保管状況.....	11
5 前処理工程の有無・状況.....	12
6 処理工程の状況.....	12
7 処理後残さ、生産物の保管状況.....	12
8 有価物拾集行為の有無・状況.....	13
9 生活環境保全上の支障の有無の確認.....	13
V 立入検査の実施_関係書類の確認	14
1 産業廃棄物管理票(1次)の管理状況.....	14
2 産業廃棄物委託契約書の管理状況.....	14
3 法定帳簿の作成状況.....	15
4 中間処理後残さ(委託先、産業廃棄物管理票、契約書等).....	15
5 生産物(出荷・売却先、伝票類、契約書等).....	15
6 廃棄物受託量と、委託・売却量との収支バランスの状況.....	16
7 法定帳簿以外の帳簿書類との照合・確認.....	16
VI 立入検査の実施_廃棄物処理業者側の自主的な取り組み	17
VII 立入検査の実施_関係者へのヒアリング	18

Ⅷ 立入検査の結果	19
1 立入検査票の作成	19
2 関係機関への情報提供	19
3 排出事業者、収集運搬業者への立入検査	19
別紙 1	20
別紙 2	21
別紙 3	22
おわりに	23

はじめに

平成 28 年 1 月、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県内の産業廃棄物処理業者により、食品として転売された事案が発生した。

本事案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)の違反(産業廃棄物管理票の虚偽報告等)や食品衛生法の違反(無許可営業)のおそれに該当し、また、食品表示法や肥料取締法等の他法令違反をも誘引する可能性の高い事象であり、同時に廃棄物行政及び産業廃棄物処理業者への信頼性の低下を招きかねない。

そのため、環境省では、平成 28 年 1 月 18 日付けで都道府県及び政令市等に対して、産業廃棄物処理業者における廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、環境省に情報提供すると同時に厳正な対処をお願いすることを通知したところである。

また、平成 28 年 1 月 20 日付けで都道府県及び政令市等に対して動植物性残さの処分業者への立入検査を依頼したところ、今般の事案以外の廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。このため、今般の事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今般の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、平成 28 年 3 月 14 日付けで環境省としての再発防止策を公表したところ。この中で、廃棄物処理業者に係る対策の一環として、食品廃棄物の不正転売防止に係る立入検査マニュアルの策定を検討することとされた。

本マニュアルは、都道府県及び政令市等の自治体による立入検査のより一層の重点化や効率化を図るため、食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理業者等への各自治体による立入検査の実施内容等を調査(注 1)した結果で得られた知見や各種資料を集約し、今後、自治体が立入検査マニュアルを策定する際、又は既存のマニュアルの見直しを行う際の参考となるよう策定したものである。

自治体におかれては、平成 20 年 5 月 16 日付環産発第 080516001 号通知「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」及び本マニュアルを参考に、地域の実態を加味しながら、より実効性の高い立入検査マニュアルの策定又は見直しを行い、立入検査をはじめ法規制業務を適正に実施されることを期待するものである。

なお、平成 28 年 1 月の事案を引き起こした愛知県の産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく国の登録を受けた再生利用事業者(以下「登録再生利用事業者(注 2)」という。)でもあったところ、国としても今後登録再生利用事業者に対する指導・監視を強化していくこととしている。貴都道府県等管内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者である場合については、食品リサイクル法に基づく権限を有する国(環境省・農林水産省等)とも連携して対応していただくようお願いする。

注 1・・・平成 28 年 2 月 10 日付け事務連絡

食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理業者等への立入検査の実施内容等について(照会)

注 2・・・登録再生利用事業者

農林水産省ホームページに一覧表が掲載されている。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/>

I 立入検査の目的

立入検査の目的は、産業廃棄物処理業者及び施設(以下「事業場」という。)としての規制・基準の遵守状況を確認し、その結果に応じて必要な措置を講じることにある。したがって、立入検査の実施にあたっては、施設の稼働状況や法令遵守状況の確認にとどまらず、許可申請や届出の内容との照合や自主的な管理状況の確認等も適切に行うことにより、違反や食品廃棄物の不正転売行為等の未然防止を図ることが重要となる。

なお、本マニュアルが対象とする食品廃棄物と事業者は以下のとおりとする。

1 食品廃棄物の範囲

本マニュアルに記す食品廃棄物とは、食料品製造業者等が出荷前検査で規格外品、あるいは異物混入等により商品として出荷できないと判断し廃棄した食料品であり、小売業者や一般消費者に流通している商品と同等の包装等がされている場合もある。

食品廃棄物の形態としては、冷凍食品やレトルト食品のような、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物である動植物性残さのほか、自治体によっては味噌、ヨーグルト、調味料など汚泥や廃油として解釈されている場合、清涼飲料水などのように廃酸・廃アルカリとして解釈されている場合もあることに留意する必要がある。

いずれにせよ、許可申請や届出の内容、通常の入立検査、報告徴収の結果を踏まえ、検査対象の事業場がどのような食品廃棄物を取り扱っているかを把握した上で、有効かつ効果的な検査を実施しなければならない。また、飼料化等において、原料として有償譲渡された食品廃棄物に関しても必要に応じて検査対象とし、本マニュアルを準用する。

2 検査対象事業者

本マニュアルに記す立入検査の対象事業者を以下に示す。

- 食品廃棄物を処理する産業廃棄物処理業者(注 3)及びその事業場
- 食品廃棄物又は廃棄物であることの疑いのあるものの処理を行っている者、その他関係者

注 3 ● 産業廃棄物処理業者が登録再生利用事業者であっても、都道府県等による廃棄物処理法に基づく権限等には変わりはない

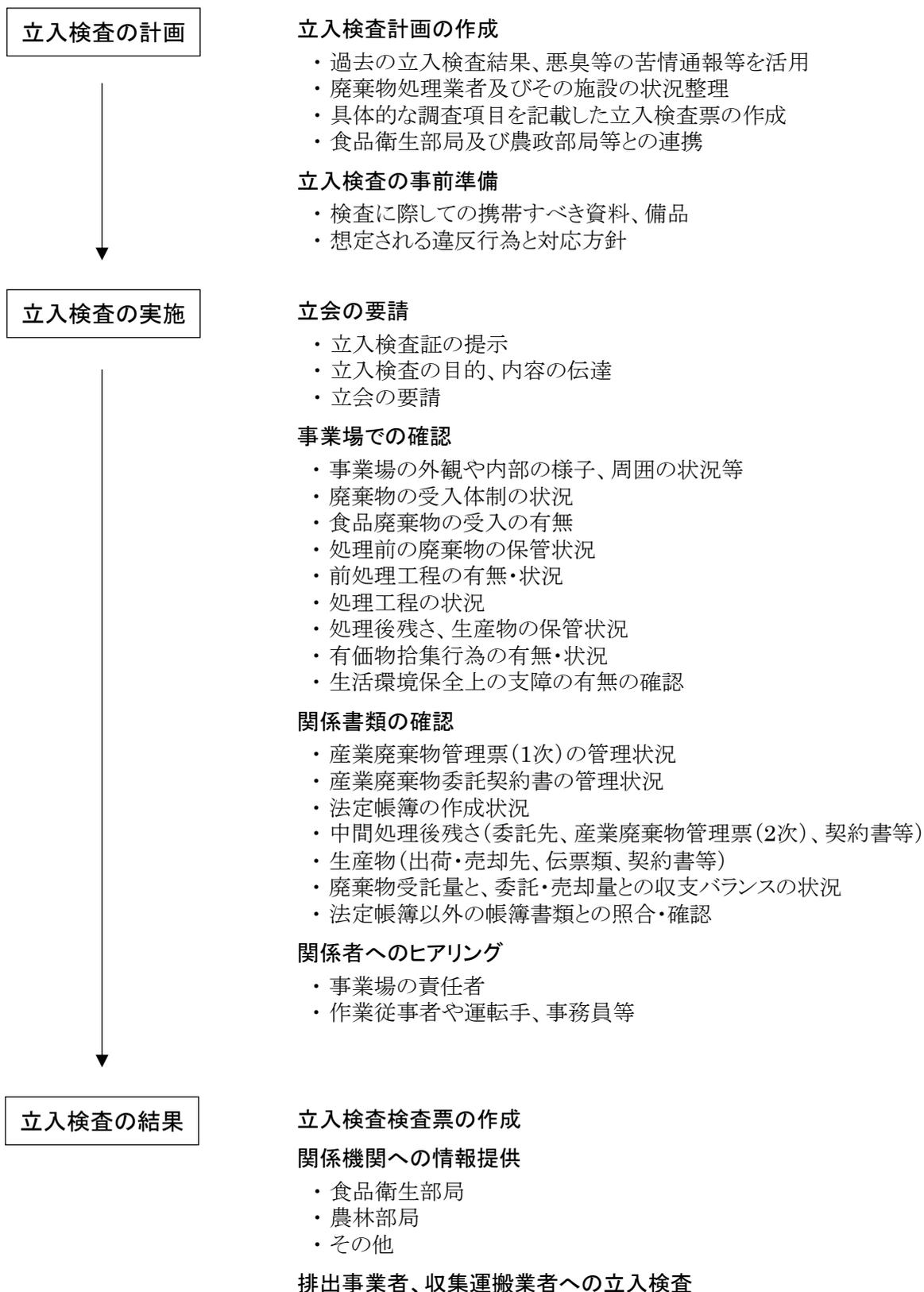
3 検査すべき場所

- 廃棄物の収集・運搬又は処分を業とする者の事務所、事業場、車両、船舶、その他の場所
- その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶、その他の場所
- 産業廃棄物処理施設のある土地又は建物

法第 19 条第 1 項

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

4 立入検査の流れ



II 立入検査の計画

立入検査計画の作成にあたっては、過去に実施した立入検査の結果等を活用した上で、廃棄物処理業者及びその施設について個別にその状況を整理し、状況に応じて必要な計画を定めておく。また、併せて具体的な調査項目を記載した立入検査票を作成しておく必要もある。

また、検査に際しては、地域の実情等に応じて当該事業場が立地している市町村の職員に県職員の併任をかけて立入検査権限を付与した上で、連携して検査を行うことも検査の効率性、実効性の観点から有効であると考えられる。

なお、食品廃棄物の不正転売は廃棄物処理法のみならず、食品衛生法違反や食品表示法、肥料取締法等の他法令の違反をも誘引する可能性があるため、立入検査に際しては食品衛生部局及び農政部局等との連携をもって進めることが望ましい。また、産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法の登録再生利用事業者である場合には、国（環境省・農林水産省等）とも連携して対応していただくようお願いする。

以下に立入検査計画の作成にあたって留意すべき事項等を示す。

1 立入検査の事前準備

自治体における人員等に制約があるなか、限られた時間で立入検査の目的を達成するためには、重点的かつ効率的な立入検査の実施が求められる。このため、必要な事前準備や重点的に検査すべき事項について予め特定しておくことが重要である。

また、対応することが予想される人物、事業内容、事業場内のレイアウト、過去の指導状況等について事前に確認し、予備知識をもって臨むことが大切である。特に馴染みのない事業場に立ち入る場合、その準備には時間をかけるべきである。

さらに、産業廃棄物処理業者における社内の管理体制や不正転売防止策等についても適宜確認することにより、立入検査の効果や有効性を高めることにもつながると考えられる。

[事前に確認しておくべき事業者に関する基本的事項の例]

- 事業場名、所在地、電話番号等
- 代表者名、事業場責任者名、技術管理者名
- 許可内容、取り扱う廃棄物の種類、処理方法、処理工程、保管数量等
- 産業廃棄物管理票交付状況等報告書や電子マニフェスト等の情報
- 廃棄物処理に関する前年度実績値
(自治体の規定等に基づき報告された産業廃棄物処理業実績報告書より算出する)
 - ・ 廃棄物の処理量(受入量)
 - ・ 処理後残さの搬出量
 - ・ 生産物の出荷量
- 事業場の環境保全対策、施設の維持管理に関する情報
- 事業場周辺の状況
- 食品衛生部局及び農政部局等から得た情報
- 登録再生利用事業者制度への登録の有無
- 過去の立入検査の結果と指導状況
 - ・ 過去に実施した立入検査の結果、違反・指導歴
 - ・ 直近の立入検査で重点的に検査した事項とその結果
 - ・ 行政指導の改善経過
 - ・ 苦情の状況
 - ・ 関係する法令に基づく指導状況(悪臭防止法、水質汚濁防止法等)
 - ・ 同業種の他事業場における指導状況

2 立入検査に際しての携帯すべき資料、備品

検査に際して携帯すべき資料、備品を以下に記す。

- 法第 19 条第 3 項の規定による身分証明証(立入検査証)
- 許可台帳の写し
- 許可申請書、届出書(特に平面図)の写し
- 立入検査票、チェックリスト
- 立入検査指導票
- 過去の立入検査報告書等の指導記録
(状況変化を確認するには現場写真が効果的である。)
- 自治体の規則等により報告された産業廃棄物処理業の実績報告書(写し)等の事業実態を示す書類
- 法令集、各種マニュアル
- 住宅地図又は現場周辺の地図
- 廃棄物のサンプリング容器、採取器
- 撮影年月日が記録できるカメラ等
- その他(巻き尺、計算機、安全装備等)

3 想定される違反行為と対応方針

予備知識に基づき、立入検査の流れを事前にイメージしておくことで、余裕を持った対応が可能となり、現場での質問や、検査項目の選択等が迅速かつ的確に行えるようになる。

また、事前に違反行為の発見が予想される場合は、予め対処方針を決めておく必要がある。現場で慌てて、自信のない対応で十分な指示・指導ができなかった場合には、勝手に状態を是正される等、証拠隠滅の機会を与えてしまうことにもなりかねず、事案の初期段階で大きな痛手を被る可能性があるため注意を要する。なお、違反行為に対する対応方針は、平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号「行政処分の指針について(通知)」を参照されたい。

[想定される違反行為]

- 不適正保管(飛散、流出、悪臭、保管上限を超えた保管、有価物の保管であると言い訳する野積み 等)
- 不法投棄
- 野焼き
- 無許可営業、無許可の事業範囲の変更、無届け変更
- 産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反
- 産業廃棄物処理施設の無許可設置、無許可変更、無届け変更
- 委託基準違反
- 産業廃棄物管理票に関する違反
- 産業廃棄物処理委託契約書に関する違反

[他法令違反を誘引する行為]

- 食品廃棄物の不正転売 等

4 立入検査実施にあたっての留意事項

(1) 立入検査員数

立入検査は、原則として複数名の人員で行うこと。

なお、立入検査の対象である産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法の登録再生利用事業者である場合には、可能な範囲で国(環境省・農林水産省等)による立入検査も同時に実施することも有効と考えられる。

(2) 事前連絡無し立入検査

立入検査は、産業廃棄物処理業者が通常行っている産業廃棄物の処理状況を確認することを目的としており、原則、当該事業場等に対して事前連絡なしで立入すべきである。

(3) 身分証

立入検査を行う環境衛生指導員又はその他の職員(以下「立入検査者」という。)は、その身分を示す立入検査証を携帯し、当該検査前に相手方へ提示すること。また、立入検査者は、相手方に対して、立入検査が法に基づき行われるものであること、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。

(4) 立会人

立入検査者は、事業場等の管理に責任を有する者及び技術管理者を立ち会わせて、立入検査等を行うこと。

(5) 立入検査票

立入検査に当たっては、立入検査票に沿って産業廃棄物処理基準その他の法令上の義務等についての遵守事項を検査するとともに、検査の基本方針に基づいて事業者等に必要な指導を行うこと。また、当該検査結果及び指導内容を立入検査票に記録すること。

措置すべき事項を指示する場合は、口頭によらず文書により行うことが望ましい。措置すべき事項については具体的に示し、原則として措置期限を定めること。

(6) サンプル等の採取

事業場等の周辺の生活環境保全上の支障の有無や適正処理の状況を把握するため、必要に応じて取り扱う産業廃棄物や生産物、また事業場等からの排出ガス、放流水等を採取し、それらの調査を検討すること。

(7) 記録

立入検査の情報は、後日、指導や措置命令、告発等を行う際に必要となるため、不適正処理や違反の状況等をできるだけ克明に記録する。また、事業者の了解を得て、事業場内の状況を写真撮影することで、客観的状況を記録しておくこと。

Ⅲ 立入検査の実施

立入検査は、事業場や関係書類の確認、関係者からのヒアリングから構成される。検査に際しては、これらで得られた情報を総合的に勘案し、また数値的な乖離や検査結果の矛盾点を掘り下げていくことで、より精度の高い検査ができると考えられる。

なお、立入検査において、転売可能な食品廃棄物が事業場内に大量に保管されているか否か等を調査することは重要である。これにより、産業廃棄物処理業者による不正転売を抑制する効果が見込まれる。しかしながら、転売可能な食品廃棄物がなかったことが転売行為がないことを示しているとは必ずしもいえないことに注意する必要がある。

- 事業場での確認
 - ・ 事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等
 - ・ 廃棄物の受入体制の状況
 - ・ 食品廃棄物の受入の有無
 - ・ 処理前の廃棄物の保管状況
 - ・ 前処理工程の有無・状況
 - ・ 処理工程の状況
 - ・ 処理後残さ、生産物の保管状況
 - ・ 有価物拾集行為の有無・状況
 - ・ 生活環境保全上の支障の有無の確認
 - ・ 事業場外における保管場所等の増設の有無

- 関係書類の確認
 - ・ 産業廃棄物管理票(1次)の管理状況
 - ・ 産業廃棄物委託契約書の管理状況
 - ・ 法定帳簿の作成状況
 - ・ 中間処理後残さ(委託先、産業廃棄物管理票(2次)、契約書等)
 - ・ 生産物(出荷・売却先、伝票類、契約書等)
 - ・ 廃棄物受託量と、委託・売却量との収支バランスの状況
 - ・ 法定帳簿以外の帳簿書類との照合・確認
 - ・ 土地、建物の賃貸借契約書等

- 廃棄物処理業者側での自主的な取り組み
 - ・ 廃棄物処理業者側での転売防止策
 - ・ 適正処理や不正転売防止のための作業手順書等
 - ・ 不正転売防止のための従業員教育の実施状況と記録
 - ・ その他自主的な取り組み

- 関係者へのヒアリング
 - ・ 事業場の責任者へのヒアリング
 - ・ 作業従事者や運転手、事務員等へヒアリング

IV 立入検査の実施_事業場での確認

立入検査は、産業廃棄物処理業者が通常行っている産業廃棄物の処理状況を確認することを目的としている。事業場での確認に際しては、廃棄物の受入から最終処分への委託までの一連の流れに関し、許可申請や届出の内容に記された事業計画に基づき適切になされているか、また不正転売や不適正処理等の行為がないか実地にて確認する必要がある。

1 事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等

過去の立入検査時の記録や写真と比較して、事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等に不審な点が無いか、また変化が無いかを確認する。検査に際して先入観があってはならないが、これらは経営状態の健全性を計る指標として捉えることもできる。

[確認事項の例]

- 事業場や設備の老朽化、損壊はないか。
- 常日頃から操業している状態か。
- 事業場周囲への悪臭等はないか。
- 敷地外への廃棄物の飛散・流出はないか。
- 敷地外や路上での廃棄物や機材等の保管行為はないか。
- 許可や届出の無い施設や倉庫・冷凍冷蔵庫等の保管場を有していないか。

2 廃棄物の受入体制の状況

食品廃棄物の処理・リサイクル技術は、廃棄物処理業者により千差万別である。当然、その処理方法によっては処理に適さない廃棄物があり、これら廃棄物の有無を確認する。また、収集・運搬と処分が同一事業者で行われる場合、事業場での廃棄物の受入時に産業廃棄物管理票との照合確認が疎かになりがちである。場合によっては、排出事業者の承諾の無い再委託や不正転売行為もあり得る。

[確認事項の例]

- 廃棄物の受入の流れ(受付、産業廃棄物管理票の取扱い、計量、荷降)
- 廃棄物の受入基準や受入条件はあるか。
- 処理に適さない廃棄物にはどのような物があるか。
- 処理に適さない廃棄物が持ち込まれた場合の対処はどのようにしているか。
- 許可を受けた品目以外の廃棄物の受入はないか。
- 処理能力を超えた受入を行っていないか。(年間受託量/施設稼働日数) < (処理能力/日)

[食品廃棄物の処理・リサイクル技術の例]

- | | |
|----------------|-------------|
| ● 堆肥化(肥料化) | ● メタン化 |
| ● 飼料化 | ● 油脂及び油脂製品化 |
| ● 乾燥法 | ● 破碎 |
| ● サイレージ | ● 乾燥 |
| ● リキッドフィーディング等 | ● 焼却等 |

処理に適さない廃棄物の例

[堆肥化(肥料化)] 堆肥化とは、微生物発酵によって有機物が分解され、成分的に安定して農地への施用に適した状態を指し、タンパク質や単糖類などの易分解性有機物が分解される一次発酵過程と、その後セルロースなどの難分解性有機物の分解が進む二次発酵過程に区別される。

その微生物による好気性発酵を活発にするためには栄養バランス(C/N 比)、水分、通気的环境条件を最適に整えることが必要である。C/N 比が低い肉類等の高タンパク質は、一次発酵に要する時間が長くなるばかりか、発酵過程で余剰な窒素が

アンモニアとして放出されるため、悪臭等の苦情の原因となり易い。また、貝殻やカニの甲羅、鳥の骨、魚の内臓など非常に腐りやすい物、塩・味噌・醤油等の調味料、油、食物繊維の多い物は堆肥化に適さないとされている。

【飼料化】 飼料化において留意しなければならないことは、乳用牛や肉用牛等の反芻家畜では原料が動物性以外のものに限定される点である。平成 13 年の牛海綿状脳症(BSE)発生に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(飼料安全法)が改正され、反芻家畜用飼料への動物由来蛋白質の混入については厳しい制限がなされている。

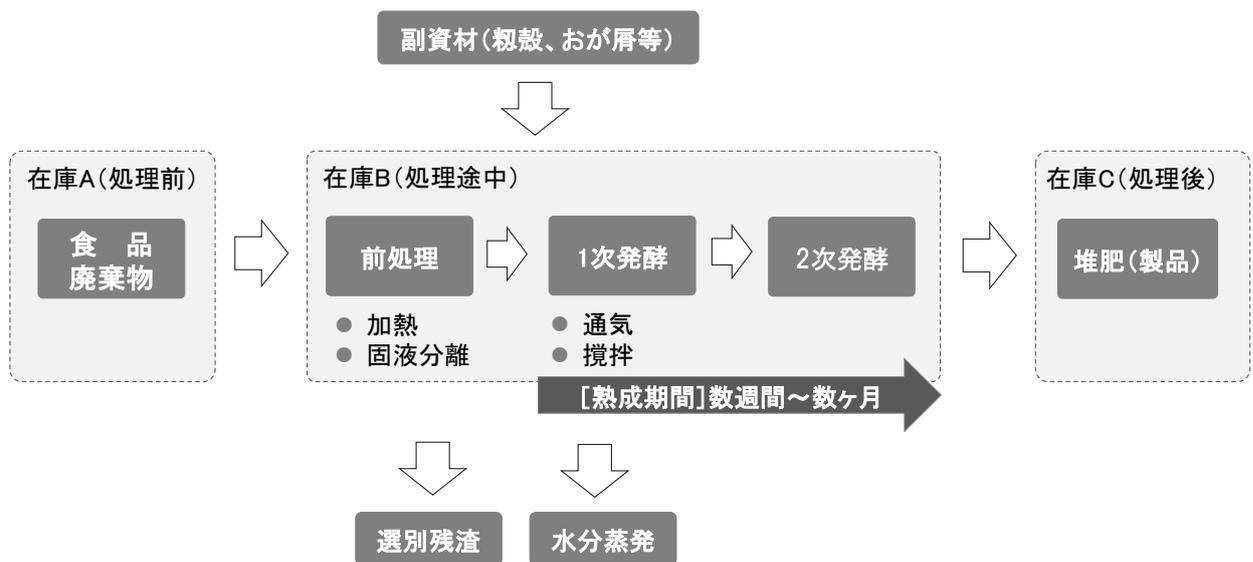
平成 21 年 5 月に作成された「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」においては、哺乳動物由来あるいは魚介類由来蛋白質の混入のない残さの利用が前提となり、植物由来の余剰製品や食品製造副産物に限られている。

参考: 食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン

(平成 21 年 5 月 全国食品残さ飼料化行動会議、農林水産省、社団法人 配合飼料供給安定機構)

参考までに堆肥化の工程を以下に記す。

堆肥化処理の工程(例)



3 食品廃棄物の受入の有無

事業場内の確認及び関係者へのヒアリング等により、食品廃棄物を排出する主な排出事業者が有る場合は、その廃棄状況を確認し不正転売される可能性を推測する。また、関係書類を確認する際に、産業廃棄物管理票や帳簿等、取引先名簿と突合させ、ヒアリングした内容の真偽を確認する。

[確認事項の例]

- 食品廃棄物の受入はあるか。
- 食品廃棄物を排出する主な排出事業者の名称
- 具体的な品目や荷姿、梱包状態等
- 受入時の荷姿や梱包状態等、転売可能な食品廃棄物はないか。
- 受入時に排出事業者側で転売防止策はどのようにされているか。
- 排出事業者による現地確認はなされているか。

4 処理前の廃棄物の保管状況

理由や必然性がなく食品廃棄物が保管されている場合、不正転売行為や従業員への配布、従業員による持ち出しの可能性を否定できない。それ故、食品廃棄物を保管していることの理由と必然性を中心に確認する。なお、「転売可能な食品廃棄物がなかった = 転売行為がない」ではないことにも注意する必要がある。

[確認事項の例]

- 転売可能な食品廃棄物を保管することはあるか。また、保管する理由と必然性は何か。
- 受入から処理までの所要日数はどれくらいか。
- 保管場所の囲い、表示はなされているか。
- 保管方法は常温か、冷蔵か。
- 廃棄物の保管量を超過していないか。(処理能力×14日)
- 食品廃棄物を従業員へ配布したり、また、社員が持ち出したりすることはないか。
- 廃棄物処理事業者側で、どのような転売防止対策を講じているか。

5 前処理工程の有無・状況

堆肥化処理等において、食品廃棄物の包装材や梱包材等は異物でしかなく、開封・破袋作業等の工程を必要とする。処理の実態を把握する意味でも、作業後の包装・梱包材等の保管状況や廃棄状況を確認することは必要である。受託した食品廃棄物の量と包装・梱包材等の量等を照合することも有効と思われる。

[確認事項の例]

- 包装・梱包材等の破袋作業や開封作業はあるか。
- どのような作業方法か。 例)破袋機や破砕機等、手作業
- 破袋・開封作業後の包装・梱包材の保管や廃棄はどのようにしているか。

6 処理工程の状況

事業場の稼働状態や適正処理の状況を正しく把握するためには、許可申請の事業計画に基づき処理施設が実際に稼働しているか、また正常に稼働するかを確認する必要がある。その一例として、堆肥化施設などの場合、直近に投入した廃棄物の一部は分解されずその痕跡が残っている場合もあると考えられる。

[確認事項の例]

- 施設内の配置、処理工程は許可申請や届出のとおりか。
- 施設の稼働状況、作業状況に不自然な点はないか。
- 施設の運転記録や作業日誌等に不自然な点はないか。
- 処理に要する日数は適切か。
- 廃棄物の減量化率は適切か。
- 廃棄物の受入量や処理過程の量、保管量のバランスは適切か。
- 処理能力の超過はないか。

7 処理後残さ、生産物の保管状況

処理施設の稼働状況を計り知る一例として、処理後残さや生産物の品質や管理状態の確認が挙げられる。特に堆肥化の場合、熟成ヤードのスペースには上限があるため、熟成期間を短縮させることで処理能力(生産能力)を増加させることが可能であるが、同時に悪臭を伴う未成熟な堆肥となりかねない。

[確認事項の例]

- 保管場所への囲い、表示はなされているか。
- 保管されている処理後残さや生産物は最近の物か。
- 処理後残さの保管量は過大となっていないか。
- 生産物の保管量は過大となっていないか。
- 堆肥等の品質管理方法、手順はどのようになされているか。
- 生産された堆肥等の品質に問題はないか。
- 未成熟な堆肥等による悪臭はないか。

8 有価物拾集行為の有無・状況

有価物の收拾行為自体は違反行為ではないが、食品廃棄物の不正転売を誘引する行為でもある。また、虚偽の管理票交付や、排出事業者に対する契約違反に該当する場合もある。

[確認事項の例]

- 処理前や処理後において有価物の拾集行為はあるか。
- 有価物拾集がある場合、拾集した有価物の種類と内容。
- 有価物拾集がある場合、拾集した有価物の売却先や用途。
- 有価物拾集がある場合、拾集に関する現場での記録はあるか。

9 生活環境保全上の支障の有無の確認

施設が正常に稼働しているか否かを計り知る一例として、廃棄物処理施設の構造基準及び維持管理基準、廃棄物処理基準、許可申請・届出の内容に基づき、生活環境保全上の支障がないよう適切に管理されているか確認する。

[確認事項の例]

- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透等はないか。
- 悪臭はないか。
- 騒音はないか。
- 振動はないか。
- 害虫の発生はないか。

V 立入検査の実施_関係書類の確認

事業場の確認やヒアリング結果の裏付けを取る意味でも、関係書類の確認は不可欠である。立入検査において確認すべき関係書類は以下の物が挙げられる。

- 受託
 - ・ 産業廃棄物管理票（1次）
または電子マニフェストシステムにおける受渡確認票（1次）
 - ・ 産業廃棄物処理委託契約書
 - ・ 帳簿
 - ・ 計量票
- 委託・売却
 - ・ 産業廃棄物管理票（2次）
または電子マニフェスト、受渡確認票（2次）
 - ・ 産業廃棄物処理委託契約書（中間処理後残さ）
 - ・ 帳簿
 - ・ 計量票
 - ・ 生産物に関する売買契約書、出荷記録・伝票等
- 共通
 - ・ 自治体の規則等による産業廃棄物処理業の実績報告書（写し）
 - ・ 施設の運転記録
 - ・ 業務・作業日誌等
 - ・ 取引先名簿
 - ・ 法定帳簿以外の会計書類等

1 産業廃棄物管理票(1次)の管理状況

産業廃棄物管理票や電子マニフェストの運用が、実際の廃棄物処理の流れと乖離している場合、虚偽の管理票の交付を始めとして、排出事業者の承諾のない再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が行われている可能性がある。

[確認事項の例]

- 食品廃棄物の受託がある場合、産業廃棄物管理票には廃棄物の名称や荷姿等、どのような記載がなされているか。
- 産業廃棄物管理票と計量票を突合し、数量に差異がないか。
- 有価物拾集がある場合、産業廃棄物管理票への数量記載がなされているか。
- 産業廃棄物管理票記載の処分担当者の職位は。
- どの段階で処分終了年月日としているか。また、その根拠は何か。
- どの段階で最終処分終了年月日としているか。また、その根拠は何か。
- 運搬終了日、処分終了日、最終処分の終了年月日が同一でないか。
- 産業廃棄物管理票 E 票に、最終処分先はどのように記載されているか。
- 産業廃棄物管理票の交付(返送)や保存は、どのようになされているか。
- 電子マニフェストの運用は、どのようになされているか。
- 産業廃棄物管理票の運用に不備や問題点がないか等、役職者が定期的にチェックや確認を行っているか。

2 産業廃棄物委託契約書の管理状況

産業廃棄物処理委託契約書の内容が実際の廃棄物処理と乖離している場合、排出事業者に対する契約違反を始めとして、排出事業者の承諾のない再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が行われている可能性がある。契約書記載内容と実際の処理が合致しているか否か、記載内容の詳細まで検査する必要がある。

また、処理料金に関しても適正な価格で契約しているか確認する。なお、適正な価格については、可能な限りその地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の範囲を客観的に把握するよう努めること。

[確認事項の例]

- 契約書の締結や管理は、どのようになされているか。(5年間保存)
- 契約書に記載の廃棄物の種類や量、契約期間等に不備はないか。
- 不当に安価な料金で契約していないか。
- 契約書に記載の処分方法や最終処分先に関し、不備はないか。
- 有価物拾集がある場合、契約書に有価物拾集に関する記載はあるか。

3 法定帳簿の作成状況

産業廃棄物管理票や産業廃棄物処理委託契約書単体での検査では問題なくても、法定帳簿と突合させることで差異や矛盾が見られた場合、排出事業者の承諾の無い再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が疑われる。必要に応じて中間処理残さに関する産業廃棄物管理票(2次)や産業廃棄物処理委託契約書、法定帳簿(委託)とも突合させる。

[確認事項の例]

- 帳簿の作成手段 例)手書き、パソコン入力、基幹業務システムからの出力等
- 帳簿の記載事項や記載期限、保存期間(5年間)は適切か。
- 帳簿に不備や問題がないか役職者がチェックや確認を行っているか。
- 産業廃棄物管理票や処理委託契約書等と突合し、その記載内容に差異はないか。

4 中間処理後残さ(委託先、産業廃棄物管理票、契約書等)

産業廃棄物処理委託契約書等を通じて排出事業者側に提示している最終処分先以外に中間処理後残さを委託している場合、再委託や不適正処理等の違法行為が疑われる。

[確認事項の例]

- 処分委託先の名称や所在、処理方法等を確認する。
- 処分の委託実績(廃棄物の種類、数量)を確認する。
- 産業廃棄物管理票(2次)の交付状況
- 計量票との照合。
- 産業廃棄物処理委託契約書の記載内容に不備や問題はないか。
- 排出事業者として処分委託先を現地確認しているか。実施している場合、その記録はあるか。
- 排出事業者と締結した産業廃棄物処理委託契約書記載の最終処分先と合致しているか。
- 産業廃棄物管理票(1次)記載の最終処分先と合致しているか。
- 1次の産業廃棄物管理票と、2次の管理票との紐付作業は、どのようにして行っているか。また、その方法に合理性があるか。

5 生産物(出荷・売却先、伝票類、契約書等)

行政処分の指針に記すよう、法の規制を免れるために恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られる。それ故、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、指針に記すよう各種判断要素の基準により総合的に判断する必要がある。

[確認事項の例]

- 生産された堆肥、飼料等の品質及び認証・登録状況に問題はないか。
- 堆肥、飼料等の品質管理方法、手順等の資料はあるか。
- 出荷・搬出先の名称、所在、用途、出荷・販売実績を帳票類で確認する。
- 生産物の売買契約書の確認し、その真偽を確認する。

参照:行政処分の方針について(通知)

(2) 廃棄物該当性の判断について(一部抜粋)

なお、占有者と取引の相手方における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥(汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理(堆肥化)した物)、建設汚泥処理物(建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物)等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。

6 廃棄物受託量と、委託・売却量との収支バランスの状況

自治体の規則等による産業廃棄物処理業の実績報告書(写し)や帳簿、業務・作業日誌等を突合し、廃棄物の受入量、処理前廃棄物の保管量、処理過程にある廃棄物量、処理後の残さや生産物等の製造量等の収支バランスを確認する。これらの値に乖離がある場合、排出事業者の承諾の無い再委託や不正転売行為、その他不適正処理等が疑われる。

施設の処理能力を超えた受託や、これらの値が理由なく大幅に乖離する場合は説明を求める。また、トラックスケールを有する事業場にあつては、必要に応じて計量票でその量を確認する。

なお、堆肥製造等においては、チップ等の副資材投入による増量、水分蒸発等による減量があるため、受入量と製造量が一致するものではないが、受入量と比較し、製造量が著しく少ない場合には、食品としての転売等のおそれについて慎重に確認する必要がある。

[確認事項の例]

- 受託量や処理能力、処理後残さ、生産物の数量に乖離がある場合、合理性のある理由があるか。
- その乖離理由を裏付ける客観的な資料はあるか。

7 法定帳簿以外の帳簿書類との照合・確認

前述の産業廃棄物管理票や契約書の確認、中間処理後残さや生産物の売却先等の確認結果を検証するため、事業者の了解のもと、法定帳簿以外の会計書類を確認することが有効となる。

また、必要に応じて、これら会計書類の抜き書き、写真撮影、コピーの提出を事業者に要請する。

[会計書類確認の例]

- 税務申告書(決算書、申告書内訳書)
会計帳簿類の信頼性を確認するためにも必要であり、また、会社の資産や資金の流れ等の事業者の経理的基礎を把握することが可能である。なお、税務申告書は、税務署の受領印の有無を確認する。
- その他会計書類
廃棄物の受託費用や、生産物に関する有価取引の真偽、また事業支配の妥当性を以下の会計書類で確認する。
 - ・ 取引先名簿
 - ・ 売上傳票、請求書
 - ・ 銀行預金通帳
 - ・ 領収書の発行控え
 - ・ 受取手形帳
 - ・ 現金預金出納帳
 - ・ 売掛帳

VI 立入検査の実施_廃棄物処理業者側の自主的な取り組み

廃棄物処理業者としての健全性を評価するため、食品廃棄物等の不正転売防止に向けた自主的な取り組み内容及び実施状況を確認する。

[確認事項の例]

- 廃棄物処理業者側でどのような転売防止策を行っているか。
- 転売防止策として有効な手段か。
- 適正処理や不正転売防止のための作業手順書等はあるか。
- 不正転売防止のための従業員教育の実施状況とその記録はあるか。
- その他自主的な取り組み

[参考:廃棄物処理業者側の取り組み事例]

- 排出段階
 - ・ 排出事業者には食品と袋を分けて出して貰う
 - ・ ペイント・切断等を施し、転売できないような状態で排出してもらう
 - ・ 排出場所で開梱しバラ荷状態での積み込み
 - ・ 塵芥車(パッカー車)での引き取り
- 受入体制
 - ・ 搬入予定の明確化
 - ・ 受入後、全量をピットに投入し、転売できないようにする
 - ・ 受入後、即日中に処理する
- 監視・管理体制
 - ・ ウェブカメラによる処理状況の公開
 - ・ 監視カメラによる24時間監視
 - ・ 施設の処理状況の監視記録をログデータとして残す
 - ・ 保管場所への施錠
 - ・ 廃棄物の持出し防止のための組織的な監視体制
 - ・ バーコード管理システムによる処理工程の確認とトレーサビリティの確保
 - ・ 製品廃棄管理システム(トレーサビリティサービス)の導入
 - ・ 日々の処理量の帳簿付け
 - ・ 廃棄物品の数量管理の厳格化
- 報告等
 - ・ 廃棄証明書の発行
 - ・ 処理状況の写真の提示
 - ・ 産業廃棄物処理委託契約への条項の追加
- 従業員教育
 - ・ コンプライアンス、企業理念等の教育

VII 立入検査の実施_関係者へのヒアリング

関係者へのヒアリングは側面調査という意味も大きく、事業場や関係書類の確認結果を踏まえて多面的にヒアリングすることが望ましい。また、事業場の責任者へのヒアリングのみならず、作業従事者や運転手、事務員等へヒアリングし、回答結果に乖離が見られた場合は深掘りして検査を進める。

また、平成 18 年 4 月 1 日から公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)が施行されたことに伴い、従業員等からの内部告発を発端とした違法行為の早期発見もあり得る。従業員等からのヒアリングに際しては同法の趣旨を説明するなどして、同法の積極的周知及び活用も有効な手段と考えられる。

なお、立入検査に際しては、予め対応者の氏名等を確認しておく必要があり、確認が必要な項目を以下に記す。

[ヒアリング対象者]

- 事業場の責任者
- 作業従事者や運転手、事務員等

[ヒアリングに際しての確認事項]

- 対応者の氏名、年齢、役職、勤続年数
- 対応者の身分を証する資料(運転免許証、社員証等(任意による))

VIII 立入検査の結果

1 立入検査票の作成

公正な立入検査等の実施及び検査内容の徹底を図り、立入検査等の内容を記録として保存するため、立入検査等に必要事項を網羅した立入検査票を作成する。

参考までに、食品廃棄物の事業場を対象とした立入検査時に確認すべき項目を別紙 1～3 に示す。

なお、検査事項や指摘事項を記載するための欄を追加するなど、都道府県等の実情に応じた独自の立入検査票を作成することは差し支えない。

2 関係機関への情報提供

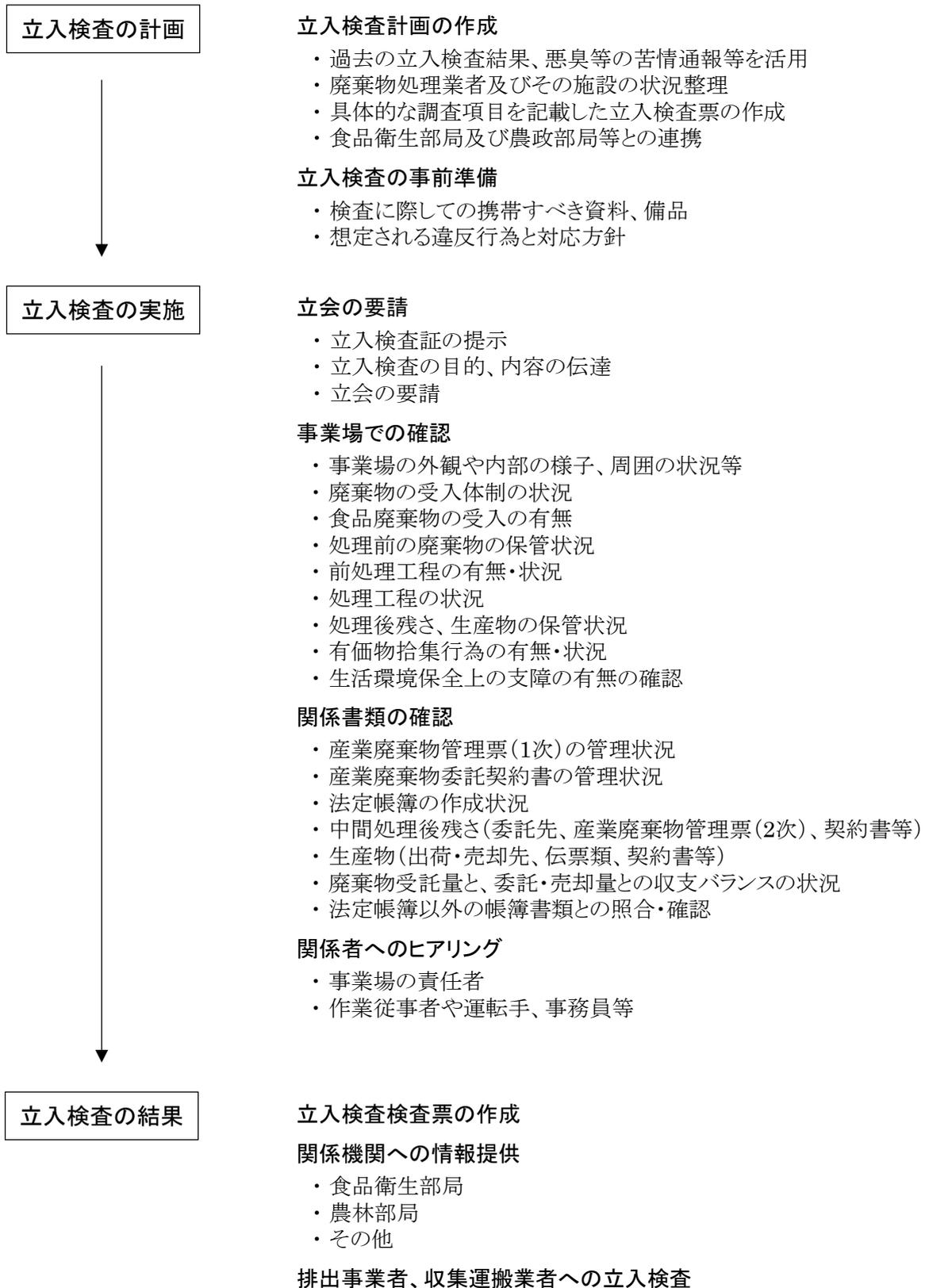
食品廃棄物の不正転売は廃棄物処理法のみならず、食品衛生法違反や食品表示法、肥料取締法等の他法令の違反にも該当する可能性がある。

立入検査の際に、他法令の違反を把握した場合には、当該法令を所管する食品衛生部局及び農政部局等の関係行政機関に情報提供するなど、当該違反を放置することがないようにすること。

3 排出事業者、収集運搬業者への立入検査

立入検査において事業場や関係書類の確認、関係者からのヒアリングの結果、廃棄物の処理量等において数値的な乖離や、検査結果に矛盾点が見受けられた場合には、当該産業廃棄物に係る収集運搬業者や排出事業者に遡って立入検査を実施することで、より精度の高い検査が可能となる。

別紙1 立入検査の流れ



別紙 2

産業廃棄物の処理施設立入検査票(食品廃棄物用/堆肥化・飼料化施設等)

— 事前準備用 —

1. 事業者概要

事業者名

.....

事業所名

.....

所在地

.....

電話番号

.....

代表者名

.....

事業場責任者名

.....

技術管理者名

.....

許可内容

.....

取扱廃棄物

・汚泥 ・廃酸・廃アルカリ・動植物性残さ ・動物系固形不要物 ・その他()

処理方法

・堆肥化 ・発酵 ・飼料化 ・その他()

処理能力

..... t・m3/日

保管数量

処理前 t・m3 処理後 t・m3

2. 前年度実績値 ※産業廃棄物処理実績報告書より算出

受入量(処理量)

..... t・m3/年

処理後残さの搬出量

..... t・m3/年

生産物の出荷量

..... t・m3/年

3. 他情報

- ・処理工程、保管数量等
- ・事業場の環境保全対策、施設の維持管理に関する情報
- ・事業場周辺の状況
- ・食品衛生部局及び農政部局等から得た情報
- ・登録再生利用事業者制度への登録の有無
- ・過去の調査結果と指導状況
 - ・過去に実施した立入検査の結果、違反・指導歴
 - ・直近の立入検査で重点的に検査した事項とその結果
 - ・行政措置の改善経過
 - ・苦情の状況
 - ・関係する法令に基づく指導状況(悪臭防止法、水質汚濁防止法等)
 - ・同業種の他事業場における指導状況

別紙 3

産業廃棄物の処理施設立入検査票(食品廃棄物用/堆肥化・飼料化施設等)

検査日 年 月 日 時 分 ~ 時 分

立入検査者 _____

事業者名 _____

立会人(職名・氏名) _____

検査結果

		検査項目	状況	評価
事業場内の確認		事業場の外観や内部の様子、周囲の状況等		適・否
	受入	廃棄物の受入体制の状況		適・否
		食品廃棄物の受入の有無		有・無
		処理前の廃棄物の保管状況		適・否
	処理	前処理工程の有無・状況		適・否
		処理工程の状況		適・否
		処理後残さ、生産物の保管状況		適・否
		有価物拾集行為の有無・状況		適・否
	生活環境保全上の支障の有無		適・否	
関係書類の確認	受託	産業廃棄物管理票(1次)の管理状況		適・否
		産業廃棄物委託契約書の管理状況		適・否
		法定帳簿の作成状況		適・否
	委託・売却	処理後残さ(委託先、産業廃棄物管理票、契約書等)		適・否
		生産物(出荷・売却先、伝票類、契約書)		適・否
		帳簿の作成状況		適・否
		廃棄物受託量と、委託・売却量の収支バランスの状況		適・否
		廃棄物処理業者側の自主的な取り組み		適・否

食品廃棄物を排出する排出事業者

内容、荷姿、量等

指導事項

おわりに

本マニュアルは、立入検査のより一層の重点化・効率化を図る観点から、各自治体から回答頂いた調査の結果及びご提供頂いた立入検査マニュアル等の情報を集約し、その基本的な考え方や具体的な留意事項等を取りまとめたものである。

本マニュアルが、自治体における立入検査マニュアルの策定時や既存マニュアルの見直し時、又は実際の立入検査の参考として広く関係各方面で活用され、各自治体で実施されている立入検査のより一層の充実化に役立てば幸いである。また、本マニュアルは、各都道府県等の意見を参考に策定したものであるが、今後実施される立入検査を通じて得られる知見を踏まえより充実させていくべき性格のものである。本マニュアルについて加筆・修正すべき点があれば、環境省産業廃棄物課までご連絡いただきたい。

最後に、本マニュアルを作成するにあたり、調査にご協力いただいた自治体の担当者の皆様に深く感謝申し上げます。